

# 《福祉支援課》

## 1 生活保護について

福祉保健局（中部福祉事務所）は保護の決定を行い、被保護世帯への訪問・指導、保護費支払い事務など保護の実施機関としての業務を行っている。住民に最も身近な町は、保護申請等の受付・進達、保護費の交付など福祉事務所に協力している。保護の種類には、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類がある。【根拠法令：生活保護法】

### (1) 平成19年度生活保護運営重点事項

#### ①生活保護の実施水準の向上

生活保護の運営にあたっては、要保護者に健康で文化的な生活を保障し、自立助長を図るという生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、適正な実施に努めるとともに実施水準の維持向上を図る。

- (ア) 保護の適正実施の推進
- (イ) 自立支援の推進
- (ウ) 医療扶助・介護扶助の適正運営の確保
- (エ) 業務の効率化と組織的な運営管理の推進

#### ②被保護者に対する自立支援の促進

平成16年度4月から被保護者自立（就労）支援モデル事業を、6月には無料職業紹介事業を導入し、自立（就労）支援専門員を配置して、被保護者に対して就労支援を中心とした自立支援をしている。

平成17年度から被保護者に対する支援について自立支援プログラム制度を導入し、平成19年度には、就労自立支援に加え、日常生活自立支援、社会生活自立支援の3つのプログラムに基づき支援を展開することとしている。

### (2) 生活保護の実施体制

区 分	査 察 指 導 員	現 業 員
現 員	2人	5人
備 考	福祉支援課長、保護係長	4町を分担

### (3) 管内保護動向（下表のとおり）

市町村名	平成17年度			平成18年度			
	世帯数	人 員	保護率 (%)	世帯数	人 員	保護率 (%)	
湯梨浜町	56	76	4.3	60	80	4.6	
羽合町	19	28	3.5	18	25	3.1	
	泊 村	14	16	5.3	16	18	6.1
	東郷町	23	32	5.0	26	37	5.7
三 朝 町	28	36	4.7	29	35	4.7	
北 栄 町	33	41	2.5	39	48	3.0	
北条町	18	23	3.0	20	26	3.4	
	大栄町	15	18	2.1	19	22	2.6
琴 浦 町	80	107	5.4	85	114	5.9	
東伯町	46	64	5.4	50	70	6.0	
	赤崎町	34	43	5.4	35	44	5.6
東伯郡計	197	260	4.2	213	277	4.6	
倉吉市	368	477	9.0	385	500	9.5	

(※年度末現在数値)

## 2 児童福祉について

家庭における養育機能の低下、児童虐待問題等に対応するため、保育所、母子生活支援施設等の役割が益々重要になってきており、これらの施設の円滑な運営を支援していく。

### (1) 保育所・児童館

保育所は倉吉市内に25か所、東伯郡内に32か所、児童館は倉吉市内に10か所、東伯郡内に6か所設置されている。当福祉保健局では、中部圏域の保育所・児童館の適正な運営確保のための指導監査、施設整備に係る事前調整などを行う。

### (2) 母子生活支援施設・助産施設

#### ①母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のために就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談や助言等を行っている。

当福祉保健局では、上記保護者からの入所申込みがあったときは、その必要性を判断し、母子生活支援施設において母子保護を行う。

○管内の母子生活支援施設 (平成19年3月31日現在)

施設名	所在地	定員(世帯)
倉明園	倉吉市上井550-3	20
ブルーインター	倉吉市福守町407-14	30

#### ②助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を行う。

○管内の助産施設 (平成19年3月31日現在)

施設名	所在地	定員(人)
鳥取県立厚生病院	倉吉市昭和町150	25

## 3 ひとり親家庭等の福祉について

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる様々な状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの諸事業を実施する。

### (1) ひとり親家庭等相談

母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦からの各種相談及び母子家庭等の職業能力の向上、求職活動に関する支援を行う。

また、「母子寡婦福祉推進員」に代わり「ひとり親家庭ライフサポーター」(県連合母子会事業)が配置され、母子自立支援員と協力して相談に応じる。

### (2) ひとり親家庭等就業・自立支援事業(就業等相談事業)

#### ①無料職業紹介事業

無料職業紹介事業によりひとり親家庭の母又は父、寡婦に対する求職活動の支援を行う。

#### ②特別相談の実施

ひとり親家庭等が抱えている複雑多岐な問題のうち、一般相談では解決できない問題について解決を図るため、専門家(弁護士等)による特別相談を実施する。

### (3) 母子自立支援給付金事業

#### ① 自立支援教育訓練給付金事業

県が指定する職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。

(ア) 支給額：受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

(イ) 対象者（次のすべての要件を満たす者）

- ・ 児童扶養手当支給水準の母子世帯
- ・ 相談者へのカウンセリングを通じて資格取得に結びつき、適職に就かせるために必要であると認められる者

・ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない者

(ウ) 対象講座（原則として1か月以上1年以内の講座）

- ・ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ・ (財)21世紀職業財団が指定した再就職希望登録者支援事業の講座
- ・ 就職に結びつく可能性が高い養成講座及び県が実情に応じて国に協議して指定した講座

#### ② 高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減を図るため職業訓練促進費を支給する。

(ア) 支給期間：12か月を限度（修業期間の1/3以内）

(イ) 支給方法：修業期間の最終年度に申請を受け支給

(ウ) 支給基本額：月額103,000円以内

(エ) 対象資格の指定

2～3年以上修業する必要がある専門的な資格

（例：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）

(オ) 対象者

次の要件をすべて満たす者であって、資格を取得するために修業している者とし、事前に受給の相談のあった者

- ・ 児童扶養手当支給水準の母子世帯
- ・ 養成機関において2年以上の養成期間の修業を行うこと
- ・ 当該資格を取得させることが適職に就かせるために必要であると認められる者

#### ③ 常用雇用転換奨励金給付事業

母子家庭の母を新規にパートタイムとして雇用し、OJT（職能訓練）を実施した後、一般常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対し奨励金を支給する。

(ア) 対象事業主：予め県に登録された事業主

(イ) 支給要件：・採用時のOJT計画及び実施報告の提出

・採用から6か月以内に雇用転換していること

・転換から6か月経過後、常用雇用者として継続雇用されていること

(ウ) 支給時期：常用雇用から6か月経過後に請求可能

(エ) 支給額：1人当たり30万円

※町在住者は県福祉事務所が、市在住者は市が実施主体。

### (4) 母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の自立を目的として、修学資金、就学支度資金をはじめとする13種類の貸付け事業を行う。

児童に係る資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）は、児童本人に対する貸付が可能で、母親が連帯保証人となることも可能である。

※母親が連帯保証人となる場合には、保証能力を有していることが原則。

## 4 高齢者福祉について

【根拠法令：老人福祉法】

### ○老人ホーム入所調整委員会

中部福祉事務所に老人ホーム入所調整委員会を設置し、市町が行う養護老人ホームへの入所措置の適正な実施に対する指導、助言を行う。